

奈良県告示第百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十一年六月十日現在の地番による。）  
大和郡山市新中町四三番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 プレステ株式会社 代表取締役 吉本剛二
- 三 申請者住所 大和郡山市城南町五番三七号
- 四 道路の幅員 四・三六メートルから四・七〇メートルまで
- 五 道路の延長 三二・〇八メートル
- 六 指定年月日 平成二十一年六月十七日
- 七 指定番号 郡土第二一〇二号